

# ご旅行条件書（受注型企画旅行）

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

## 1. 受注型企画旅行契約

- (1) この旅行は、東濃鉄道株式会社(岐阜県多治見市栄町1-38、岐阜県知事登録旅行業第2-65号。以下「当社」といいます)がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が受けることができる運送サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施するものであり、旅行に参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 「国内旅行」とは、本邦内みの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- (3) 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほか旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金等旅行条件に関する企画の内容を記載した書面(以下「企画書面」といいます。)、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)及び当社旅行契約受注型企画旅行契約の部によりします。当社旅行契約をご希望の方は、当社にご請求ください。
- (4) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるとして、旅行行程を管理することを引き受けます。当社は自ら旅行サービスを提供するものではありません。

## 2. 旅行のお申込み及び契約の成立時期

- (1) 当社は、当社に旅行契約のお申込みをしようとするお客様からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、「企画書面」を交付します。
- (2) (1)の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取送料金(以下「企画料金」といいます。))の金額を明示することがあります。
- (3) 当社がお客様に交付した企画書の内容に旅行契約を申し込むお客様は、所定の申込み書に所定事項をご記入の上、当社が申し込む金額の申込み金を添えてお申込みください。
- (4) お客様との旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込み金を受領した時に成立するものとします。
- (5) 当社は書面による特約をもって、申込み金の支払いを受けることな契約の申込みを受けることがあります。この場合旅行契約は、当該書面を交付した時に成立するものとします。
- (6) 申込み金は、旅行代金(その内訳として金額が明示された企画料金を含みます。)、取消料、運送料の一部として取り扱われます。
- (7) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。契約責任者は、当社が定める日まで、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して別に負い、又は将来争いが予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 3. お申込み条件

- (1) お申込み時点で未成年の方は、親権者の同意書をご提出が親権者の方のご同行を条件とさせていただきます。
- (2) 妊婦中の方、現在健康を損なっている方、身体に障がいをお持ちの方、補助犬・使用の方など、特別な配慮(車いすの手配等)を必要とする場合は、旅行申込み時までに旨をお申し出ください。当社は可能で合理的な範囲内で対応いたします。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のためにご配慮する措置については、追加費用はお客様の負担となります。また、旅行内容や現地事情、運送・宿泊機関等の状況等により健康診断書の提出、同行者・介助者のご同行を条件とさせていただきます。日程の一部変更や参加をお断りする場合があります。
- (3) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断又は加療が必要であると当社が判断した場合は、必要な処置をとることがあります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
- (4) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復讐の有無、復讐される場合は復讐の予定日時等の連絡が必要となります。
- (5) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げると当社が判断する場合には、お申込みをお断りすることがあります。
- (6) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- (7) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。
- (8) 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「感染症発生情報ホームページ」<http://www.forth.go.jp/>にてご確認ください。
- (9) 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。そのお申込の際に「海外危険情報」に関する書面をお渡します。また、外務省「外務省海外安全ホームページ」<http://www.anzen.mofa.go.jp/>もご確認ください。

旅行のお申込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。外務省「海外危険情報」が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止することがあります。その場合は旅行代金を全額返金いたします。ただし、当社が安全に差し適切な措置ととると判断して、旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を受けるとは、当社は所定の取消料を引いた金額を返金いたします。

## 4. 契約書面及び確定書面(最終日程表)の交付

- (1) 当社は、旅行契約が成立した場合に速やかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。))をお客様にお渡します。なお、この条件書及び企画書面等、旅行代金の領収証、確定書面(最終日程表)は契約書面の一部となります。
- (2) 契約書面を交付した場において、当社が旅行契約により手配した行程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面に記載するところによります。
- (3) 確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名、集合場所及び時刻等が記載された確定書面(最終日程表)を遅くとも旅行開始日の前日までににお渡します。(原則として旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7～10日目に当たる日よりお渡しするよう努力いたしますが、旅行開始日が年末年始、ゴールデンウィーク等の特定時期に当たるコースの一部では、旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までににお渡します。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日より前に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日までにお渡します。また、お渡し期日前であってもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。
- (4) 確定書面を交付した場合には、当社が手配した行程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面(最終日程表)に記載するところと特定されます。

## 5. 旅行代金のお支払

旅行代金の額は、契約書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までに支払ってください。

## 6. 渡航手続

- (1) 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証の取得はお客様自身の責任で行ってください。また、日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。
- (2) 当社は、「旅行業約款 渡航手続」旅行契約の規定に基づき、別途「渡航手続代行契約」を締結して、所定の料金を申し受け、お客様より

- (3) 当社は、当社の責に帰すべき事由によらず旅券・査証の取得ができず又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、その責任を負うものではありません。

## 7. 旅行契約内容の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかにお知らせをしながら、お客様にあらざる理由及び当該事由との因果関係をご説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

## 8. 旅行代金の額の変更

- (1) お客様が旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金の変更は一切しません。
  - (ア) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超過して改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。
  - (イ) 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額が旅行代金に減額します。
  - (ウ) 第7項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われていたにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備が不足したといわゆるオーバーブッキング等)による変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
  - (エ) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金を異なる旨を契約書面に記載した場合は、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、契約書面等に記載したとおり旅行代金を変更します。

## 9. お客様の交代

- (1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料(お1名様につき10,000円/税別)と共に当社にご提出していただきます。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。

## 10. お客様の解除権(旅行開始前)

- (1) お客様は第2項の旅行契約後いつでも、次に示す取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、当社が運送・宿泊機関等が定める取消料、運送料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用(以下、総称して「運送・宿泊機関等取消料」といいます。))の金額を、第2項(1)の企画書面に「お問い合わせ電話番号」を添付して明示した時は、旅行者の旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除した場合の取消料については、次に示す取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払った、又はこれから支払わなければならない運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。なお、契約解除のお申出しは、当社の営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申込み時営業時間等をお客様ご自身までご確認ください。
- (ア) 国内旅行に係る取消料
  - a. 次項以外

解除期日	取 消 料 (おひとり)
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日(日曜前日)まで(当社が契約書面に取消料の金額を明示した場合に限る)	企画料金に相当する額
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日(日曜前日)まで(当社が契約書面に取消料の金額を明示した場合に限る)	旅行代金の20%
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日(日曜前日)まで	旅行代金の30%
ニ 旅行開始日の前日	旅行代金の40%
ホ 旅行開始日当日(ベトナム帰国を除く)	旅行代金の50%
ヘ 無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

- a. 貸切船舶を利用する旅行契約  
当該船舶に係る取消料の規定によります。(契約書面に明記します。)
- (イ) 海外旅行に係る取消料
  - a. 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する旅行契約並びに本邦外へ出発地及び到着地とする旅行契約(次項に掲げる旅行契約を除く。)

解除期日	取 消 料 (おひとり)
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって31日(日曜前日)まで(当社が契約書面に取消料の金額を明示した場合に限る)	企画料金に相当する額
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日(日曜前日)まで	旅行代金の20%
ハ 旅行開始日の前々日(日曜前日)の日の当日まで(ベトナム帰国を除く)	旅行代金の50%
ニ 無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

## b. 貸切航空機を利用する旅行契約

解除期日	取 消 料 (おひとり)
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって91日(日曜前日)まで(当社が契約書面に取消料の金額を明示した場合に限る)	企画料金に相当する額
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日(日曜前日)まで	旅行代金の20%

ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日(日曜前日)まで	旅行代金の50%
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日(日曜前日)まで	旅行代金の80%
ホ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日(日曜前日)まで	旅行代金の100%

- c. 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する旅行契約  
当該船舶に係る取消料の規定によります。(契約書面に明記します。)

- (2) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
  - (ア) 契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第2項の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
  - (イ) 第8項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
  - (ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
  - (エ) 当社がお客様に対し、第4項に定める期日までに確定書面(最終日程表)を交付しなかったとき。
  - (オ) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (3) 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込み金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込み金)の全額を払い戻します。
- (4) 旅行契約成立後、お客様のご都合により出発日を変更された場合は、取り消し後に再予約を行うこととなり、(1)の取消料の対象となります。

## 11. お客様の解除権(旅行開始後)

- (1) 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除又は一時離脱した場合は、お客様は旅行放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- (2) お客様の責に帰すべき事由により旅行日程に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込み金)のうち、不可能になった旅行サービス提供に係る部分から、取消料、運送料その他のサービス支払又はこれらに支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを、お客様に払い戻します。

## 12. 当社の解除権(旅行開始前)

- (1) お客様が第5項に定める期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第10項に定める取消料と同額の運送料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
  - (ア) お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に参入されないと当社が認めるとき。
  - (イ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあるときと認めるとき。
  - (ウ) お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
  - (エ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
  - (オ) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、又は、そのおそれが極めて大きいとき。
  - (カ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (3) 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(又は申込み金)から運送料を差し引いて払い戻します。(2)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(又は申込み金)の全額を払い戻します。

## 13. 当社の解除権(旅行開始後)

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。
  - (ア) お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
  - (イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための乗客員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたとき。
  - (ウ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
  - (エ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 解除の効果及び払戻し
  - (ア) (1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。
  - (イ) 当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれらに支払うべき取消料、運送料その他のもの名目による費用を差し引いて払い戻します。

## 14. 旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第8項、第10項及び第11項(2)、第12項及び第13項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、継続又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了の日曜日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

- (2) (1)の規定は第18項又は第22項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

## 15. 契約解除後の帰路手配

- 当社は、第13項(1)(ア)又は(エ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様ののご依頼に応じてお客様が当該旅行の発出地、解放地、お客様の戻るための必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担となります。

